

「バウエモ」サービス利用規約

お申込サービスの規約内容にご同意のうえお申し込み下さい。
必ず重要事項説明書もお読みください。



株式会社 クリエイトグループ

ハウエモLTE利用規約

《使い放題Aプラン版》

株式会社クリエイイトグループ（以下、「当社」といいます）は、ハウエモLTEデータ専用プランに関する利用規約（以下、「本規約」といいます）を以下の通り定め、これにより、ハウエモLTE使い放題Aプラン（以下、「本サービス」といいます）を提供します。

第一章 総則

（定義）

第1条 本規約における用語を以下のとおり定義します。

（1）「本SIMカード」とは、本規約に基づき貸与される、契約者情報を記録したICカードをいい、本SIMカードには、X対応SIMカード、X対応microSIMカード及びX対応nanoSIMカードの3つのSIMカード種別が含まれるものとします。

（2）「携帯電話事業者」とは、当社と直接または間接にワイヤレスデータ通信及び回線交換サービスの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者をいいます。現在の携帯電話事業者は、株式会社NTTドコモです。

（3）「ワイヤレスデータ通信」とは、携帯電話事業者が提供する無線データ通信でパケット交換方式により符号の伝送を行うためのものをいいます。

（4）「ユニバーサルサービス料」とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。

（5）「契約者回線」とは、本サービスにかかる契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線をいいます。

（6）「端末機器」とは、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）で定める種類の端末設備の機器をいいます。

（7）「自営端末機器」とは、契約者が本SIMカードを利用するため自ら用意する端末機器（当社が契約者に対して販売した機器も含みます）をいいます。

（8）「協定事業者」とは、当社と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者をいいます。

（9）「消費税相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

（契約の単位）

第2条 当社は、一の本サービス毎に一の本サービス契約を締結するものとします。

2 契約者は、本サービスについて、最大5契約を申し込むことができるものとします。（本サービス）

第3条 本サービスは、携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイヤレスデータ通信との相互接続によりインターネットに接続する電気通信サービスです。

（本規約）

第4条 契約者は、本規約及びその他の本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。

2 当社は本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件は変更後の規約によります。

（本サービス及び付加機能サービスの申込及び利用開始）

第5条 本サービスの利用契約は、本サービスの利用希望者が本規約に同意のうえで、当社が別途定める手続きに従い本サービスへの申込をなし、当社が当該希望者を本サービスの契約者として登録した時点をもって成立するものとします。

2 本サービスの課金開始基準日となる本サービスの開始日は、当社が指定するものとします。

3 当社は、同一の契約者が第2条第2項に定める契約数の上限を超えて本サービスの利用の申込を行った場合、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

（携帯電話事業者との契約）

第6条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、ワイヤレスデータ通信の提供を受けるため、携帯電話事業者の定める約款に基づき、契約者と携帯電話事業者との間で

接続契約が締結され、本サービスの利用の終了により接続契約が解約されることを了承します。その場合、当社が当該接続契約の申込及び解約を携帯電話事業者に取り次ぐものとします。なお、携帯電話事業者の定める約款は、現時点では、Xサービス契約約款（平成22年12月経企第1063号）ですが、更新があった場合には更新後の約款に従います。なお、契約者において特段の手続きは不要です。

第二章 本サービス

（通信区域）

第7条 本サービスの通信区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在置する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

2 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

（通信利用の制限）

第8条 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者または協定事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。

2 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

（通信時間等の制限）

第9条 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

2 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機器が使用している移動無線装置（当社、協定事業者または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。

3 当社は、一定期間における通信時間が当社の定める時間を超えると、または一定期間における通信容量が当社の定める容量を超えると、別紙の定めに従いその通信を制限、もしくは切断することがあります。

4 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。

5 前4項の場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

6 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。

（通信時間の測定）

第10条 本サービスにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。

（1）通信時間は、発信者及び着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします）から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含みます）により測定します。

（2）前号の定めにかかわらず、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき（第8条（通信利用の制限）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします）は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

（通信速度等）

第11条 当社が本サービス上に定める通信速度は、実際の通信速度の上限を示すものではなく、接続状況、契約者が使用する本SIMカード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、契約者は了承するものとします。

2 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

3 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとし、ます。

（契約者識別番号の付与）

第12条 契約者識別番号の付与は、携帯電話事業者の定める約款に従い、携帯電話事業者が行います。

（契約者の遵守事項）

第13条 契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の事項に同意し、遵守するものとします。

（1）ホストコンピューター、ネットワークセンター及びアクセスポイント（以下本条においては「ネットワーク」といいます。）を通過する情報の内容について、当社がいかなる保証もしないこと

（2）ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うこと

（3）契約者の個人情報が、司法機関等公的機関の要請がある場合に開示されることがあること

（4）当社または当社の提携先等第三者が、その提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは契約者がアクセスした当社のホームページ上その他契約者の端末機器の画面上に表示することを目的とし、契約者の個人情報及び履歴情報を自ら利用または第三者へ提供することがあること

（5）当社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、契約者の個人情報及び履歴情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、自ら利用または第三者へ提供することがあること

（6）ワイヤレスデータ通信を通じての通信は、すべて当該契約者アカウントを受けた自己のものであること

（7）本サービスの運用のため、契約者のアカウント情報等の個人情報が当社または当社の提携先等第三者の間でやりとりされること

（8）本規約のほか、携帯電話事業者の通信に関する約款、規則及び利用条件に従うこと

（9）本サービスを利用するために必要となる設備（精密機器端末）については、契約者が自己の費用と責任において維持すること

（10）ID、パスワード（以下「ID情報」といいます）、その他本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報を自己の責任において管理すること

（11）ID情報の管理及び使用は自己の責任とし、ID情報の使用上の過誤または他者による無断使用により契約者が被る損害については、当該契約者の故意または過失の有無を問わず、当社は一切責任を負わないこと

（12）本サービスの適切な運用のため、当社または携帯電話事業者もしくは電送会社等委託先会社との間で、契約者の個人情報及びID情報の受受を行うこと

（13）平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社及び携帯電話事業者のネットワークに過大な負荷を与えた場合、当該通信を制御・制限される場合があること

（14）当社または携帯電話事業者が、契約者の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、通信の最適化をする場合があること

（15）契約者が次条の禁止事項に該当する場合、契約者に事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くこと

（契約者の禁止事項）

第14条 契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

（1）他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為。

（2）他人の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為

（3）他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

（4）詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為

（5）わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為

（6）薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為

（7）貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為

（8）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為

（9）他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為

（10）自己のID情報を他人と共有しまたは他者が共有しうる状態に置く行為

（11）他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の契約者のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。）

（12）コンピュータウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為

（13）他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為

（14）受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメール等を送信する行為

（15）受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール等（嫌らせメール）を送信する行為

（16）違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

（17）違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為

（18）人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

（19）人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

（20）犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為

（21）その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

（22）他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為

（23）他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為

（24）その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為

（25）多数の完了呼を故意に発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為

（26）本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイアリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などを行う行為

（27）自動ダイアリングシステムを用いまたは合成音声通信もしくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為

（28）SIMカードに登録されている電話番号、その他の情報を変更または消去する行為

（29）位置情報を取得することができる端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為

（30）その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害する行為、もしくは、そのおそれがある行為

(31) 前各号に該当するおそれがあると甲が判断する行為

第三章 端末機器及びSIM カード

(端末機器利用にかかる契約者の義務)

第15条 契約者は、端末機器を電気通信事業法及び電波法関係法令が定める技術基準(以下「技術基準」といいます)に適合するよう維持するものとします。

2 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。

(1) 端末機器を改造、変更、分解、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。

(2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 端末機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないこと。

(本SIMカード)

第16条 本サービスの利用には、本SIMカードが必要となります。本SIMカードは、携帯電話事業者が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。

2 契約者は、本SIMカードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3 契約者は、本SIMカードを契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

4 契約者による本SIMカードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による本SIMカードの使用により発生した料金等については、全て当該SIMカードの管理責任を負う契約者の負担とします。

5 契約者は、本SIMカードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

6 契約者の責めに帰すべからざる事由により本SIMカードが故障した場合に限り、当社は自らの負担において本SIMカードの修理もしくは交換(種別の異なるSIMカードの交換はできないものとします。以下同じとします)をする義務を負うものとします。

7 契約者は、本SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去してはならないものとします。

8 契約者は、本SIMカードに、当社、携帯電話事業者及び第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。契約者の責めに帰すべき事由により本SIMカードが故障した場合は、その修理もしくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理もしくは交換のための費用のほか、別紙に規定するSIMカード損害金を当社に支払うものとします。

9 契約者は、本SIMカードの利用料金を、本サービスの利用料金に含めて当社に対して支払うものとします。

10 契約者が、本SIMカード以外のSIMカードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、当社及び携帯電話事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、本SIMカード以外のSIMカードを使用したことに起因して、当社、携帯電話事業者及び第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。

11 契約者は、本サービスに関する契約終了後、当社が定める期日までに本SIMカードを当社に返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合及び破損した場合、別紙に規定するSIMカード損害金を当社に支払うものとします。

(契約者識別番号の登録等)

第17条 契約者の契約者識別番号の登録等は、携帯電話事業者の定める約款に従い、当社が協定事業者を通じて携帯電話事業者に取次ぎます。

(自営端末機器)

第18条 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において準備及び維持するものとします。

2 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場

合、当該自営端末機器での本サービスの利用をできないものとします。

3 当社は、前項の場合において、契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第四章 提供の中断、一時中断、利用停止及び解除

(提供の中断)

第19条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。

(1) 当社または協定事業者もしくは携帯電話事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2) 第8条(通信利用の制限)または第9条(通信時間等の制限)により通信利用を制限するとき。

(3) 携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき。

2 当社は、本条に基づく利用の中断について、損害を賠償する義務を負わず、賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

(契約者からの請求による利用の一時中断)

第20条 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします)を行います。なお、当該利用の一時中断を行う場合、契約者は、当社に対し、別紙に規定する中断手数料を支払うものとします。

2 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。なお、当該利用の一時中断の解除を行う場合、契約者は、当社に対し、別紙に規定する再開手数料を支払うものとします。

3 本サービスの利用の一時中断及び当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受けてから一定期間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。

4 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金(月額基本料、ユニバーサルサービス料等の月額料)は発生します。

(利用停止)

第21条 当社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、事前に契約者に通知催告することなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。

(1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(当社が定める方法による支払いのないとき、及び、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。

(2) 本サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実と反することが判明したとき。

(3) 契約者が当社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。

(4) 第40条(契約者確認)に定める契約者確認に応じないとき。

(5) 第18条(自営端末機器)の規定に違反し、本SIMカードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。

(6) 当社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。

(7) 本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。

(8) 本サービスが違法な態様で使用されたとき。

(9) 裁判所、捜査機関、その他公的機関(警察署を含むがこれに限らない)から当社に対して、当該回線の停止または契約解除の要請・申請等が行われたとき

(10) 契約者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。

(11) 契約者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。

- (12) 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
- (13) 支払停止、もしくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- (14) 被後见人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
- (15) 前各号のほか、本規約の定めに従反する行為が行われたとき。

2 本条に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの利用料金(月額基本料、ユニバーサルサービス料等の月額料)は発生します。

3 当社は、本条に基づく本サービスの提供の停止について、損害を賠償することは追わず、また本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

(当社による利用契約の解除)

第22条 当社は、契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合、またはそのおそれがある場合、事前に契約者に通知催告することなく、本サービスの利用契約を即日解除することができるものとします。

2 当社は、本条に基づく本サービスの利用契約の解除について、損害を賠償する義務を負わず、また本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

3 契約者が、前条第1項各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

(解約)

第23条 契約者は、当社が別途定める手続きに従い、本サービスの利用契約を解約することができるものとします。なお、その他の当社が別途定めるインターネット接続サービスの解約については別途解約手続きが必要となります。

2 前項に定める解約手続きに基づく本サービスの提供終了時点は、解約手続きが完了した月の末日とします。

3 本SIMカードの修理もしくは交換に際して、修理もしくは交換対応後の本SIMカードを受領いただけない場合は、別途当社の指定する期日をもって本サービスを解約するものとします。

第五章 料金

(料金)

第24条 当社が提供する本サービスの料金は、基本使用料、手続きに関する料金及びユニバーサルサービス料等、別紙に定めるところによるものとし、契約者はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。

2 当社が貸与した本SIMカードを紛失、破損した場合及びその他の理由により本SIMカードを当社に返却しない場合のSIMカード損害金は、別紙に定めるところによるものとし、契約者はSIMカード損害金について支払う義務を負うものとします。

(基本使用料等の支払義務)

第25条 本サービスの契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から、本サービスの契約が終了する日が属する月の末日までの期間について、別紙に規定する基本使用料及びユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(通信料の算定)

第26条 本サービスの契約者は、次の通信について、第10条(通信時間の測定)の規定により測定した通信時間、情報量に基づいて算定した料金の支払いを要します。ただし、基本使用料等のみ支払を要するプランをご利用の場合はこの限りではありません。

区別	
ワイヤレスデータ通信	ア 契約者回線から行った通信 イ 契約者回線へ着信した通信

(料金の計算等)

第27条 料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途当社が定めるところによります。

(割増金)

第28条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、当社の請求に従い、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(別紙の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第29条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第六章 損害賠償

(本サービスの利用不能による損害)

第30条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が継続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を、発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 月額基本料、ユニバーサルサービス料、及び付加機能サービス(有料サービス)等の月額料

(2) 通信用料(本サービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します)

3 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信用料とします。

(責任の制限)

第31条 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、当社は、その全く利用できない時間を24で除した商(小数点以下の端数を切り捨てるものとします。)に月額基本料金の30分の1を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

2 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

3 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益については、一切責任を負わないものとします。

(免責)

第32条 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているデータ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。

2 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由(以下「不可抗力」といいます。)により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他契約者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき契約者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

4 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して契約者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

5 契約者が本規約に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

(損害賠償)		とします。	
第33条 契約者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、又は、本サービスに関連して、当社に損害を与えた場合には、当社が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします）等を全額賠償する責任を負うものとします。		（1）反社会的勢力に属していること	
(第三者への委託)		（2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していること	
第34条 当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、契約者の事前の承諾、又は契約者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。		（3）反社会的勢力を利用していること	
(損害賠償額の上限)		（4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること	
第35条 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該被害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。		（5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること	
		（6）自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐欺、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたこと	
		3 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。	
		(他の電気通信事業者への情報の通知)	
第42条 契約者は、料金その他の債務の支払いをしない場合、または前条に定める契約者確認に応じない場合には、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります）を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。		(本サービスの廃止)	
		第43条 当社は、当社の判断により、本サービスの全部または一部を廃止することができます。	
		2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するとき、当社が定める期間までに契約者に通知することで、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を廃止できるものとします。	
		3 当社は、本サービスの一部又は全部が廃止したことにより契約者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。	
		(本サービスの技術仕様等の変更等)	
		第44条 当社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の変更等に伴い、契約者が使用する本SIMカードの改造または撤去等を要することとなった場合であっても、その改造または撤去等に要する費用について負担しないものとします。	
		(本サービスの変更等)	
		第45条 当社は、契約者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本規約は本サービスの内容を変更することができるものとします。	
		2 当社は、前項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更する場合、変更後の本規約又は本サービスの内容を契約者に当社が指定する方法により通知するものとします。	
		3 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。	
		(分離性)	
		第46条 本規約の一部が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本約款の残りの部分の有効性はその影響を受せず引き続き有効で、その条件に従って強制力を維持続けるものとします。	
		(協議)	
		第47条 当社及び契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。	
		(通知)	
		第48条 当社から契約者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行なわれます。	
		2 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に契約者に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メールもしくは当該ファックスが送信された時点で契約者に到達したものとみなすものとします。	
		また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で契約者に到達したものとみなすものとします。	
		3 契約者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社	

(損害賠償)	
第33条 契約者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、又は、本サービスに関連して、当社に損害を与えた場合には、当社が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします）等を全額賠償する責任を負うものとします。	
(第三者への委託)	
第34条 当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、契約者の事前の承諾、又は契約者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。	
(損害賠償額の上限)	
第35条 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該被害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。	
第七章 保守	
(保証の限界)	
第36条 当社は、通信の利用に関し、当社の電気通信設備を除き、相互接続点を介し接続している、電気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。	
2 当社は、インターネット及びコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準及びネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。	
(サポート)	
第37条 当社は、契約者に対し、本サービスの利用に関する当社が定める内容の技術サポートを提供します。	
2 当社は、前項に定めるものを除き、契約者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。	
第八章 雑則	
(位置情報の送出)	
第38条 携帯電話事業者または協定事業者がワイヤレスデータ通信に係る当社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその当社に係る電気通信設備から携帯事業者が別に定める方法により位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報）をいいます。以下この条において同じとします）の要求があったときは、契約者があらかじめ当社への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。	
2 当社は、前項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。	
(情報の収集)	
第39条 当社は、本サービスに関し、契約者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、当社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。	
(契約者確認)	
第40条 当社は、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認）をいいます。以下、本条において同様とします）を求められたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、当社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。	
(反社会的勢力に対する表明保証)	
第41条 契約者は、本サービスの利用契約締結時及び締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。	
2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社は事前に通知催告することなく本サービスの利用契約を直ちに解除することができるもの	

は一切責任を負わないものとします。

（その他）

第49条 本規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を契約者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。

2 本規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本規約もしくは本サービスに関する紛争または本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、福岡簡易裁判所または福岡地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とします。

3 本サービスに関する訴訟は、当該訴訟の原因が生じてから一年以内に提起されなければならないものとします。

第九章 付 則

（規約の制定及び改定）

第50条 本規約は、平成29年4月20日に制定し、同日発効します。

以上

割賦契約利用規約

（規約の適用）

第1条 株式会社クリエイイトグループ（以下「当社」という）は、割賦契約利用規約（以下「本規約」という）を定め、本規約に基づき、当社に本商品（第2条にて定義する）に関する契約（以下「本契約」という）を申し込んだ申込者（以下「お客様」という）に対して、本商品（第2条にて定義する）を売り渡すものとする。

（定義）

第2条 当社がお客様に対して売り渡す商品は、当社指定の商品（以下「本商品」という）とする。

（審査）

第3条 お客様は、当社の定める方法により、本商品に関する申込みを行うものとし、当社所定の審査により 適当と判断された場合に限り、本商品を買受けることができるものとする。

（支払期日・支払方法等）

第4条 お客様は、当社の定める本商品の料金を、当社が定める支払期日・支払方法等に基づき、当社に対して支払うものとする。

（納入）

第5条 当社は、本契約に基づき、お客様が指定する場所に本商品を納入するものとする。

（検査）

第6条 お客様は、当社が本商品を納入したときより3日以内（以下「検査期間」という）に本商品の検査を行い、本商品の瑕疵もしくは数量不足等を発見した場合、当社に対し通知するものとする。

2 お客様が検査期間内に検査結果を当社に対し通知しなかったときは、検査に合格したものとみなすものとする。

（初期不良等）

第7条 お客様は、当社から買受けた本商品に引渡し前の原因に基づく初期不良が当社にて認められた場合に限り、お客様は当社に対して代替品の納入を申し入れることができるものとする。

2 お客様は、当社から買受けた本商品が、当社が提示した当該契約の内容与相違している場合、当該契約の解除ができるものとする。

（所有権の移転）

第8条 本商品の所有権は、本商品の代金全額がお客様から当社に対して支払われた時点をもって、当社からお客様に移転するものとする。

2 お客様は、本商品の所有権の移転前において、本商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとする。

（遅延損害金）

第9条 当社は、お客様が本商品の代金の支払いを遅延したときは、お客様に対し支払期日の翌日から完済に至るまで年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとする。

（第三者委託）

第10条 当社は、本契約に基づく本商品の納入に関する業務及び本商品の代金を集金する業務、その他本商品に関する業務を、当社の指定する第三者に対して委託することのできるものとする。

（危険負担）

第11条 本商品の納入前に本商品の滅失又は毀損が生じた場合は、お客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社が危険を負担するものとし、納入後に生じた滅失又は毀損が生じた場合は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様が危険を負担するものとする。

（瑕疵担保責任）

第12条 当社は、本商品の隠れたる瑕疵に関しては、本商品の引渡しから3ヶ月以内に当社に対して請求を受けたものに限り、その損害賠償責任を負うものとする。

（責任の制限）

第13条 当社は、本商品又は本商品の使用により、お客様又は第三者が被った直接的又は間接的な一切の損害（特別損害を含む）について責任を負わないものとする。

（不可抗力）

第14条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、政府の行為その他の不可抗力により、当社が本契約に基づく債務の一部又は全部を履行できない場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとする。

（本サービス・規約の変更）

第15条 当社は、お客様に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとする。

2 当社は、前項に基づき本規約の内容を変更した場合、変更後の本規約の内容をお客様に当社が指定する方法により通知するものとする。

3 本規約の内容が変更された場合、変更後の本規約の内容が適用されるものとする。

（権利譲渡の禁止）

第16条 お客様は、本契約に基づく権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は、担保に供する等一切の処分をしてはならないものとする。

（損害賠償）

第17条 お客様が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとする）等を全額賠償する責任を負うものとする。

（通知）

第18条 当社からお客様への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとする。

2 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）にお客様に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メールもしくは当該ファックスが送信された時点でお客様に到達したものとみなすものとする。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点でお客様に到達したものとみなすものとする。

3 お客様が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとする。

（報告義務）

第19条 お客様が、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとする。

2 お客様が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとする。

（秘密保持）

第20条 お客様は、本契約に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとする。

（期限の利益の喪失）

第21条 お客様が、以下の各号のいずれかに該当した場合には、当然に期限の利益を失い、当社に対し本契約に基づく債務全額を直ちに支払わなければならないものとする。

- (1) 本規約の各条項のいずれかに違反したとき。
 - (2) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てを受け、又は、受けることが明白であるとき。
 - (3) 破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始を自ら申し立て、又は、第三者から申し立てられたとき。
 - (4) 支払停止もしくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、又は、手形交換所から不渡り処分を受けたとき。
 - (5) 営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき。
 - (6) 解紛決議をしたとき。
 - (7) 財務状態が著しく悪化し、又は、その恐れがあると認められるとき。
 - (8) 信頼関係を著しく毀損したとき。
 - (9) 当社の名誉、信用を失墜させ、もしくは重大な損害を与え、又は、その恐れがあるとき。
 - (10) 法人格、役員又は取締役員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
 - (11) 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
 - (12) 関係法令に抵触し、又は、監督官庁等からの指示、指導、勧告もしくは立ち入りを受けたとき、又は、そのおそれがあるとき。
 - (13) 後見・保佐・補助開始の審判を受けた場合（但し、本契約締結時に後見・保佐・補助開始の審判を受けていた場合は除く。）
 - (14) 死亡したとき。
- 2 お客様が当社に対する金銭債務その他の債務の履行を遅滞し、当社が20 日以上の相当な期間を定めてその支払を書面にて催告したにもかかわらず、当該期間内に債務の履行がなされない場合、当然に期限の利益を失い、当社に対し、本契約に基づく債務全額を直ちに支払わなければならぬものとする。
- 3 当社は、お客様が第1 項各号及び第2 項のいずれかに該当した場合、事前の通知又は催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。
- （合意管轄）
- 第22条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、訴訟に応じて、福岡地方裁判所又は福岡簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。
- （信義誠実の原則）
- 第23条 本規約に規定なき事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし、お客様及び当社は協議の上、これを解決するものとする。
- （規約の制定及び改定）
- 第24条 本規約は、平成29年4月20日に制定し、同日発効します。
- 以上

オプションサービス利用規約

- （規約の適用）
- 第1条 オプションサービス利用規約（以下、「本規約」という）は、株式会社クリエイトグループ（以下、「当社」という）が提供するオプションサービス（以下「本サービス」という）の利用について定めたものです。本サービス会員（以下、「会員」という）は本サービスの利用にあたり、本規約を遵守し、本サービスの利用に伴う会員と当社との一切の関係に本規約を適用します。当社は、会員と個別の協議をすることなく本規約を変更することができ、会員は規約の変更・追加をあらかじめ異議なく承諾するものとし、掲載された時点で変更の効力が生じるものとし、
- （会員）
- 第2条 本サービスの会員登録は、本規約を承諾していただいた上で本サービスの利用申込みを当社が承諾することにより成立するものとし、また、会員は本サービス申込内容に変更が生じた場合、当社の定める方法により当社に対し変更申込を行うものとします。
- （ID及びパスワードの管理）
- 第3条 当社は、会員に対し本サービス利用時に必要となる会員ID及びパスワードを付与するものとし、会員は、ID及びパスワードの管理責任を負うものとし、
- 2 会員はID及びパスワードを第三者に譲渡、貸与、共有しないこととします。なお、

- ID及びパスワードについての名義変更は不可とします。
- 3 当社はID及びパスワードの誤使用や第三者の使用による損害は負いかねます。
- 4 会員は、会員のID及びパスワードにより本サービスが利用された時には、会員自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または過失により会員ID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではないとします。
- （メールサービス）
- 第4条 当社は、本サービスの完全な運営に努めますが、保守作業、停電や天災などの不可抗力といった緊急事態、その他の理由によりサービスの提供を一時的に停止することがあります。
- 2 本サービスの一時停止は、当社ホームページ上、または電子メール等で連絡します。緊急事態が発生した場合はこの限りではありません。
- 3 サービスの運営上、システムの変更が必要であると判断した場合には、事前に会員に通知することなく必要な変更を行う事があります。会員のメールボックスの容量は3 OMBです。メールボックスの総量が制限容量に達した場合、それ以上のメールは受信出来ません。サーバー側でのメール保存期間は1ヶ月とします。その他本サービスを良好な環境で提供するため、緊急な対応が必要な場合はサービスの一時停止、メールアドレス等の削除、アクセスの制限等を行うものとします。
- 4 本条第1項にかかわるサービスの一時停止原因が、会員の過失によるものと判断した場合、復旧にかかる費用については、会員の実費とします。
- （ハウ安心サービス）
- 第5条 ハウ安心サービスのご加入はWi-Fiルーター（タブレットセット）ご契約時に限ります。
- 2 端末交換の申請は、前回の交換から6ヶ月を経過していない場合は交換不可となります。
- 3 故障端末から交換端末へのデータ引き継ぎは出来ません。
- 4 交換代金（1,000円/税別）につきましては、ハウサービスの料金と共に指定の決済方法で引き落としを致します。（カード会社によっては請求のタイミングが異なります。）
- 5 故障端末の返却または紛失・盗難の申請が頂けない場合、また本サービス利用料金の未納がある場合は交換サービスの利用は出来ません。
- 6 故障端末に関しては弊社到着後、初期化を行い廃棄処分致します。
- （通知）
- 第6条 当社から会員への通知は、通知内容をメールまたは当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
- 2 前項の規定に基づき、当社から会員への通知をメールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が会員宛に送信された日、または当社のホームページに掲載された日に行われたものとします。
- （利用料金）
- 第7条 本サービスの利用料金は、月額定額料金とし当社と提携するクレジットカード会社の発行する会員保有のクレジットカード決済により支払うこととします。詳細は弊社ホームページにてご確認ください。
- 2 当社は本サービスの利用料金について、暦月（当月1日から当月末日まで）単位で計算し、会員に請求をします。ただし、本サービスの開設期が暦月の途中となった場合、当該月は本サービス利用料金の請求は行わないこととします。
- 3 当社は会員が利用料金の支払を怠った場合は、サービスの一時停止などの措置を講じるものとし、
- （禁止事項）
- 第8条 本サービス利用にあたり、会員の以下に掲げる行為は禁止とします。また、当社が会員の行為が以下の禁止事項に該当すると判断した場合は会員に通知することなくアカウントを削除します。
- 2 当社もしくは第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権またはその他の権利を害する行為、また害するおそれのある行為。
- 3 広告、宣伝もしくは勧誘するための受信用アドレスとしてWebサイトや掲示板等に掲載して利用する行為。
- 4 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
- 5 スパム行為、不特定多数のメールアドレス宛にダイレクトメールを送る行為。

- 6 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- 7 法令に違反する行為または違反のおそれのある行為。
- 8 本サービス、本サービスの利用、サービスへのアクセスについてその一部または全部を商業目的で利用（使用、再生、複製、複写、販売、再販売などの形態の如何を問わず）する行為。
- 9 メールマガジンなど、1日600通を超える送受信を行いません。
- 10 1通あたりの送信バイト数が1OMBを超える利用を行いません。
- 11 本サービスのサーバー及びネットワークに支障をきたす恐れのある行為、その他当社が不適切と判断した行為。
- 12. 本規約に違反する行為。

（退会）

第9条 会員はいつでも退会することができ、会員が退会する場合、退会する月の前月末までに当社所定の方法により届け出るものとします。退会する月の末日をもって退会とします。

2 当社は会員が退会の場合、すでに受領した料金の払い戻しには応じないものとします。

（禁止退会）

第10条 当社は、会員の行為が次の項目のいずれかに該当すると判断した場合、事前に催告することなく会員資格を取り消す事が出来るものとします。この場合、すでに受領した料金などは払い戻ししないこととします。

2 第8条の禁止事項に該当する行為があった場合。

（本サービスの廃止）

第11条 当社は、営業上、技術上などの理由により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。

2 当社は、本サービスの廃止を行う場合、1ヶ月前までに会員に廃止の理由を通知することとします。なお緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、この限りではありません。

3 当社は、本サービス廃止の発生により、会員または第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

（損害賠償）

第12条 会員が本規約の禁止行為、または不正もしくは違法な行為によって当社および第三者に損害を与えた場合、当社は該当会員に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

2 当サービスを運用する為のメールサーバーやデータベース等に支障をあたえ、当社及び会員のメール送受信が不通となった場合、1時間当たり10万円を該当会員に対して請求できるものとします。

3 当社が迷惑メールと判断するメールを大量に送信された場合には、サーバーのログより判断して1通あたり100円を該当会員に対して請求できるものとします。

4 会員が本サービスを利用して第三者に損害を与えたことに起因して当社が第三者に対して損害賠償責任を負うことになった場合、その損害賠償額及び弁護士費用を該当会員に請求できるものとします。

5 損害賠償について該当会員は当社の請求した日から7日以内に当社の指定する方法により支払う事とし、延滞時には所定の延滞損害金とあわせて支払う事とします。

（免責事項）

第13条 当社は、会員が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、賠償の責任を負わないものとします。

2 当社は、会員が本サービスおよび付加サービスによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。

3 当社は、会員が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

（紛争解決）

第14条 本サービスの利用に関して、本規約の記載事項、当社からの指導により解決できない問題が生じた場合は双方協議の上誠意を持って解決するものとする。

（合意裁判管轄）

第15条 本規約、サービスに関して当社と会員との間に紛争が生じた場合、当社所在

地を管轄する福岡地方裁判所を第一審専属裁判所とします。

特定商取引法の適用に関する事項

【クーリング・オフのお知らせ】

1. お客様が、弊社からの営業行為で契約を締結した場合、「契約の内容を明らかにする書面」（以下「本書面」という。）の受領日を含む8日間又は商品受領日を含む8日間は、お客様から発送された書面により、無条件に「契約申込の撤回」、又は「本契約の解除」（以下「クーリング・オフ」という。）ができます。

また、弊社が営業行為で特定商取引法第6条第1項、第2項、第3項に違反して、お客様に対し①契約の重要事項につき不実のことを告げその不実の内容を事実であると誤認させたり②威迫行為をおこなったために困惑させたりしたことが原因で、お客様が本書面を受領した日を含む8日間が経過するまでにクーリング・オフをおこなわなかった場合、弊社から改めて交付する、経済産業省令で定める「当該売買契約又は当該役務提供契約のクーリング・オフができる旨を記載して交付した書面」（以下「クーリング・オフ受付書」という。）の受領日を含む8日間は、お客様から発送された書面により、クーリング・オフができます。

このクーリング・オフの効力は、書面を発送した時（郵便消印有効）より生じます。お客様がクーリング・オフをしたことに伴う損害金又は違約金の請求を受けることはなく、また既に引渡された商品の引き取りに関する費用の負担義務もありません。

2. お客様がクーリング・オフをした場合には、既に商品を使用又は役務の提供がされたときにおいても、弊社からその対価の請求を受けることはありません。

3. お客様がクーリング・オフをした場合には、お客様が既に代金を支払っている場合でも、速やかに、その金額の払戻しを受けることができます。更にお客様は、役務の提供に伴い土地、建物、その他工作物の変更がおこなわれた場合には、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

4. お客様が弊社の営業行為により、日常生活上通常必要量を著しく超える商品の分量、役務の提供の回数・期間の契約を締結させられた場合には、お客様が本書面を受領した日から1年以内に契約の解除ができます。



株式会社 クリエイトグループ

〒810-0022 福岡市中央区薬院一丁目1番1号4F
ハウエモ カスタマーセンター 050-3538-6518
代表TEL092-762-1800 FAX092-762-1801

別紙

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

(注) 料金月に従って通信量を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。

- 2 当社は、本サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てします。

- 5 契約者は、本サービスの料金について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金について、当社が指定する場所においてまたは送金により支払っていただきます。

- 6 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

- 7 第24条(料金)から第28条(割増金)までの規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

料金表 第1表

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用		
料金プラン	ア 料金プランには、次の種別があります。	
	サービス	プラン
	概要	
	ハウエモLTE	使い放題A
		月額5,180円(税抜)
イ 基本使用料は、契約開始月から契約終了月まで生じます。尚、契約開始月の基本使用料は、契約者が本サービスの利用に必要となる本SIMカードを受領した日を起算日とし、起算日の属する月より上記金額を満額ご請求いたします。		

2 料金額

サービス	プラン	単位	基本使用料月額(税抜)
ハウエモLTE	使い放題A	(1契約ごとに)	月額5,180円(税抜)
-	-	-	-

第2 通信の制限

1 適用

通信料の適用	
通信の条件	本サービスの契約者は、当社の定める一定期間内に同じく当社が定める一定の通信データ量を超えたことを当社が確認した場合、その後一定期間の通信について、速度を制限させていただくことがあります。

	各プランごとの通信の条件は以下の通りです。	
サービス	プラン	制限内容
パワエモ	使い放題A	月間の通信データ量の制限はございません。ただし、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等により、一定期間（日時や月間）において一定量以上の連続、大量の通信を利用したお客様については、帯域制限を実施する場合があります。通信量が他のお客様の平均通信量を著しく超えるときは、通信速度が一時的に遅くなる場合があります。なお、現在のお客様全体における平均通信量から換算すると、3日間で利用通信総量が2.5GB（2500MB）以上となった場合、制限対象とさせていただきます。制限後の速度は、上り下りともに128kbps以下とします。制限は、毎日深夜0時頃に解除されます。今後も通信サービス利用の公平を確保し、円滑に通信サービスをご提供するため、制限対象となる利用通信総量は、お客様全体における平均通信量の変化に応じて適時適切に見直しを行います。
	-	-
	-	-

第3 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用		
(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次の通りとします。	
	料金種別	内容
	ア 登録事務手数料	契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	イ SIMカード交換手数料	本SIMカードを再発行する際に、支払いを要する料金
	ウ 中断手数料	本サービスの利用の一時中断を行う際に支払いを要する料金
	エ 再開手数料	本サービスの利用の一時中断を解除する際に、支払いを要する料金
(2) SIMカード交換手数料の適用除外	本SIMカードを再発行する場合において、本SIMカードの初期不良、及びユーザーの責によらない不良による再発行の際には、本SIMカード交換手数料は、(1) 欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。	
(3) 手続きに関する料金の減免	当社は、(1) 欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。	

2 料金額

料金種別	単位	基本使用料月額（税別）
(1) 登録事務手数料	1枚ごとに	3,000円（税別）
(2) SIMカード交換手数料	1枚ごとに	3,000円（税別）
(3) 中断手数料	1枚ごとに	500円（税別）
(4) 再開手数料	1枚ごとに	500円（税別）

第4 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用	ア 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要します。
----------------	------------------------------

2 料金額

区分		単位	料金額（税別）
ユニバーサルサービス料	基本額	1枚ごとに	3円

※ユニバーサルサービス料は基本使用料月額に含まれます。

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注) 020 番号帯は省令により、ユニバーサルサービスに係る負担金の対象外となります。

第5 SIMカード損害金

1 適用

SIMカード損害金の適用	本SIMカードを当社に返還すべき場合において、サービス解約月の翌月5日までに当社が貸与した本SIMカードを当社の指定する場所に返還しない場合、SIMカード損害金の支払いを要します。
--------------	--

2 料金額

区分	単位	料金額(税抜)
SIMカード損害金	1枚ごとに	3,000円(税抜)

第6 解約事務手数料

本サービスの最低利用期間は36ヶ月となります。36ヶ月以内に本サービスを解約した場合、契約者は、以下に定める解約事務手数料の支払いを要します。

1 適用

解約事務手数料の適用	ア 契約者は、解約事務手数料の支払いを要します。
------------	--------------------------

2 料金額

区分	単位	料金額(税抜)
解約事務手数料	1契約ごとに	9,500円(税抜)

第7 プラン変更手数料

契約者は、本サービスへの申込手続きが完了した日が属する月の翌月から、本サービスの各プラン間でプランの変更を行うことができます。プラン変更は、契約者のプラン変更希望の申し込みを当社が受け付け、当社が所定の変更手続きを完了した日が属する月の翌月1日から適用されます。プラン変更を希望する契約者は、以下に定めるプラン変更手数料の支払いを要します。尚、契約者のプラン変更の申し込み上限回数は、各月毎に1回とします。

1 適用

プラン変更手数料の適用	ア 本サービス間でプランの変更を希望する契約者は、プラン変更の申し込み時点で発生する、プラン変更手数料の支払いを要します。
-------------	---

2 料金額

区分	単位	料金額(税抜)
プラン変更手数料	1契約ごとに	3,000円(税抜)

以上

クーリングオフ・キャンセルによる返品について

↓ 商品のクーリングオフによる返品について

お申込日（又は商品/規約集受取日）から**8日以内**であればカスタマーサポートセンターまでご連絡ください。
返品手続きをご案内いたします。

●商品などの宅配お届け時の返品引取りは承っておりません。予めご了承ください。

●カスタマーサポートセンター **050-3538-6518**

↓ お客様のご都合による返品について ①ご注意ください 交換はお受けしておりません。

申込間違い、ご自宅で電波が入らないなど、お客様のご都合により返品を希望される場合は、お申込日（又は商品/規約集受取日）から**10日以内**であれば、

下記の「返品がお受けできない商品」を除き返品をお受けいたします。

下記の「返品の手順」に従って、カスタマーサポートセンターへ電話、またはFAXにてお申送ください。

申し訳ございませんが、他の商品への交換はお受けしておりません。いったん返品手続きをされた後、あらためてご希望の商品をお申送ください。

返品がお受けできない商品

1、お客様の事情により、キズ・汚れなどが生じた商品。または、部品紛失・箱損傷した商品。

2、お申込日（又は商品/規約集受取日）から11日以上経過した商品。

↓ 返品のお申込方法

1、カスタマーサポートセンターへ電話でお申込み

●返品お申込用紙をご記入後ご連絡ください →

●カスタマーサポートセンター

TEL.050-3538-6518

年末年始・弊社指定休日を除く 11:00~19:00

2、FAXでお申込み

●返品お申込用紙をご記入後ご送信ください →

FAX.092-762-1801

- ・ご記入いただいた内容に不備がある場合、確認のためにお電話をさせていただく場合がございます。
- ・ご返品する商品・数量の内容が相違ないかご確認のうえ、「返品お申込用紙」を同梱してください。
- ・「返品お申込用紙」が同梱されていない場合、返品された商品が「返品お申込用紙」の記載と異なる場合、返品がお受けできません。

↓ 返品の注意事項

- 返品のお引取りと梱包について
 - ・商品お渡し時の梱包材（箱や袋）で梱包してください。付属品やラベル・タグ・外装箱などの包装を含め、商品お届け時の梱包状態に戻してください。
 - ・返品受付商品が異なる場合、梱包状態がお届け時の状態と異なる場合は、お送りいただいた商品を着払いで返送させていただきます。
- ご利用代金について
 - ・返品商品が、弊社返品センターへ到着したことを確認した後に返品商品の処理を行います。
 - ・請求締切日に近い場合、いったんご請求させていただく場合がございますが、お支払いいただいた分はご返金させていただきます。
 - ・詳しくはカスタマーサポートセンターへお問い合わせください。

↓ 返品先のご案内

●返品する商品・数量の内容が相違ないかご確認のうえ、必ず「返品お申込用紙」を同梱してください。

〒810-0022

福岡県福岡市中央区薬院1-1-1

薬院ビジネスガーデン4F

株式会社クリエイトグループ返品センター係

TEL.050-3538-6518



返品お申込用紙

返品申込日(FAX送信日・TEL連絡日)
月 日

送信枚数
※送信枚数が2枚以上の
際にご記入ください

枚目 / 枚中

①お客様のご登録内容をご記入ください。

(必須)お客様名 ※カタカナフルネーム

注文ID (14桁)

お願い

- ご記入内容について、お電話で確認をさせていただく場合がございます。
- 返品をお受けできない商品もございます。

(必須)ご登録電話番号

お申込日 ※申込書に記載されています

②返品理由をご記入ください。

--	--	--



◆返品理由は以下よりお選びいただき、左欄に3桁の番号でご記入ください。(必須)
001: 自宅が受信エリアでない 002: 速度に問題 003: 通信制限に問題 004: クーリングオフ
999: その他

上記の返品理由の詳細についてご記入ください。ご意見・ご要望についても参考とさせていただきます。

③返品希望商品の商品区分・商品名・数量をご記入ください。

商品区分 (必須) (○印)

商品名 (申込書に記載されています)

数量 (必須)(右詰め)

1 Wi-Fiルーター ・ タブレット ・ その他

2 Wi-Fiルーター ・ タブレット ・ その他

3 Wi-Fiルーター ・ タブレット ・ その他

4 Wi-Fiルーター ・ タブレット ・ その他

④返品商品について (必須)

返品商品の
個口数をご記入ください。

--	--

(必須)
個口

返品発送予定日 (必須)

		月			日
--	--	---	--	--	---

◆お客様情報を、以下にご記入ください。

お客様名 ※漢字もしくはカタカナ

郵便番号

--	--	--	--	--	--	--	--

都道府県

市区
群

連絡先電話番号

(町名) (番地) (ビル・マンション名) (部屋番号)

⑤返品お申込後、この
「返品お申込用紙」を
返品商品に同梱く
ださい。(必須)



【返品先】〒810-0022
福岡県福岡市中央区薬院1-1-1薬院ビジネスガーデン4F
株式会社クリエイトグループ返品センター係
TEL.050-3538-6518 FAX.092-762-1801

FAX. 092-762-1801

※FAXの送信間違えには充分にご注意ください。

返品のお申込みはカスタマーサポートセンターへお電話もしくはFAXにてお申込ください。

【バウエモ カスタマーセンター】

☎050-3538-6518

※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめください。

年末年始・弊社指定休日を除く 11：00～19：00

株式会社クリエイトグループ 〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院1-1-1薬院ビジネスガーデン4F